

# ゴルフ場利用税の堅持に係る要請書

平成 29 年 11 月

千 葉 県  
千 葉 県 市 長 会  
千 葉 県 町 村 会

## ゴルフ場利用税の堅持に係る要請

ゴルフ場利用税は、下記のとおり、ゴルフ場が所在する自治体にとってきわめて重要な税財源となっていることを御賢察いただき、現行制度の堅持に向けて御尽力くださいますよう強く要請いたします。

### 記

- 1 ゴルフ場利用税は、平成29年度与党税制改正大綱において、はじめて存続の可否を含めて今後の検討事項に位置づけられました。
- 2 ゴルフ場利用税は、都道府県税として徴収し、その税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付されるもので、ゴルフ場利用税の廃止は直接、都道府県税及び市町村交付金の削減につながります。(別紙参照)
- 3 **山林原野が多く自主的な税財源が乏しい市町村にとって**、ゴルフ場利用税は、都市から地方への税財源の再配分機能を有する貴重な財源となっており、その削減は当該市町村の財政運営に多大な影響を与えます。
- 4 ゴルフ場利用税は、各種行政サービス（アクセス道路、廃棄物処理、地滑り等の災害対策、農業調査等）を享受しながらゴルフ場が運営されているという実情を踏まえて設けられた税です。
- 5 仮にゴルフ場利用税が廃止された場合、これらの各種行政サービスは、ゴルフ場所在の自治体の住民が負担する税によって賄われる一方、当該自治体の区域外から来場することが多いゴルフ場利用者が特段の負担なく享受することとなり、大きな不公平を生じます。

利用者がゴルフ場利用税を負担することは、ゴルフ場と地域社会が共存していく上で合理的なものです。

- 6 ゴルフ場利用税は、消費税との二重課税、或いは、スポーツ振興の妨げとなっているとの理由により、その廃止を求める要望が関係団体や省庁からなされていますが、そもそもゴルフ場利用税は、消費一般に課される消費税とは課税根拠が異なり、二重課税との指摘は当たりません。
- 7 また、スポーツ振興の観点からは、既に、18歳未満の者の利用につき非課税措置を設けることでゴルフ人口の裾野の拡大を図っているほか、70歳以上の者や障害者の利用についても非課税措置を設けることで、高齢者福祉や障害者福祉の充実を通じた生涯スポーツ社会の実現にも、十分な配慮がなされています。

平成29年11月

千葉県知事 森田 健作

千葉県市長会長 清水 聖士

千葉県町村会長 岩田 利雄